

令和4年度第7回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和4年10月7日(金)
招集場所	米子市役所本庁舎4階401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 10番 関本五郎委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 17番 中本公平委員 19番 矢倉篤實委員
欠席農業委員	11番 高橋敦美委員 16番 富田行博委員 18番 船越真委員
出席推進委員	森中喜輝委員 山中春夫委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 長澤誠委員
事務局	日浦事務局長 河野事務局長補佐 妹尾係長 石田主任 馬野主事
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について 4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について
- (8) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (9) その他

議事開始 午後1時30分

議長（田邊会長）

本日は、総会終了後に研修会を開催します。

第7回農業委員会総会を開きます。

それでは、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号17番の中本委員と議席番号19番の矢倉委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、高橋委員と富田委員と船越委員です。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

取り下げ及び訂正があります。議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請について、4ページ議案番号20番及び21番、2

1 番の使用貸借権設定の面積の変更を希望されたため、下限面積をクリアされなくなったため、取下げをされました。報告事項 3 3 ページ番号 7 7 番の筆数の合計件数を 4 件に、登記面積の合計を 4 3 8 7 平方メートルに訂正をお願いします。

議長（田邊会長）

それでは審議に入ります。3 ページ、議案第 1 号をお願いします。農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により許可したいので議決を求めます。それでは、4 ページ番号 1 8 の富益町から 5 ページ番号 2 2 の淀江町小波について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3 条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください。番号 1 8 番の富益町の議案について説明いたします。富益神社の南にあります畑 2 筆、6 6 4 平方メートルの農地を隣接耕作者とこの度合意され売買されるものです。取得後の経営面積は 6 5 アールです。

番号 1 9 番の葭津の議案について説明いたします。崎津漁協近くにありますが畑 1 筆、田 2 筆、1 1 0 2 平方メートルの農地を親族間で合意され贈与されるものです。取得後の経営面積は 3 1 アールです。

番号 2 2 番の淀江町小波について説明いたします。鳥取ダイハツ淀江サービスセンター近くにありますが畑 4 筆、合計 1 2 2 0 平方メートルの農地を住宅を取得した受人にこの度合意され贈与されるものです。取得後の経営面積は 4 1 アールです。3 条許可案件は以上 3 件となります。詳細は議案および 3 条別紙のとおりです、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします。

議長（田邊会長）

番号18の富益町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

田中農業委員

それでは、18番について、担当委員から補足説明をいたします。申請地は、譲渡人は少し遠方に居住しています。譲受人は隣接農地の所有者であり、取得することにより一体的に耕作管理していきたいとのことです。譲渡人に申し入れた所、快く了解が得られたものです。許可について問題ないと思いますので、審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

番号19の葭津について、担当委員さんから補足があればお願いします。

松本推進委員

それでは、19番について、担当委員から補足説明をいたします。譲受人は譲渡人の姉です。申請農地の上の方が譲受人の農地で、一体化して耕作したいとのことで贈与という事になりました。現地調査は10月3日に矢倉農業委員と行いました。許可について問題ないと思いますので、審議のほど、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

5ページ番号22の淀江町小波について、担当委員さんから補足があればお願いします。

長澤推進委員

22番について、補足説明をいたします。現地調査は9月25日に富田農業委員と行いました。許可について問題ないと思いますので、審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、6ページ、議案第2号をお願いします。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは7ページ、番号2の石井について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

岩佐農業委員

2番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。石井郵便局の裏手にある土地です。転用目的は、隣接地において親族が運営する障がい者施設への貸駐車場を計画したものです。9月29日に小林正美推進委員と日浦局長とで現地確認を行いました。造成計画は、厚さ10～13センチメートルの砕石を敷き、隣地境界との間に植えられている花木を残し緩衝地として利用します。雨水の排水について、地下浸透及び自然流下後、既設道路側溝及び農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意を確認しております。土地改良区は該当ありません。なお、実行組合の同意書の添付がありませんでしたが、実行組合長が入院中であったため同意書が取れなかった旨の理由書が添付されておりました。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、8ページ、議案第3号をお願いします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。それでは、9ページ番号65の大篠津町について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

本池推進委員

65番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。9月27日に角農業委員と、現地確認を行いました。造成計画は、表土を鋤取り後、25～35センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として隣地境界にコンクリートブロック高さ20センチメートルを2段設置します。雨水の排水については敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。自治会同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。なお、東側に1筆、耕作はされておりませんが、登記上農地である土地が隣接しており同意書の添付が無かったため申請者側へ確認しましたところ、耕作地ではないこと、また、境界にブロックを設置し、土砂等の流出はないため同意書の添付はしていないとのことでした。農地区分は、500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号66から番号69の和田町について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

米澤推進委員

66番から69番の4件の議案について、譲受人はすべて同じ方でして、関連するため、一括して説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、66番は一般住宅、67番は66番の住宅敷地及び進入路を計画したものです。また、譲受人は個人で造園業をされており、68番と69番は、造園業にかかる駐車場及び資材置場を計画したものです。そのため、申請のほうは、実質2件の案件になりますが、譲渡人ごとに分けて申請があったため、件数としては4件で出てきております。10月4日に井田農業委員と、現地確認を行いました。まず、66番、67番の被害防除計画ですが、造成計画は、約30センチメートルの盛土造成を行い、土羽打ちをします。雨水の排水について、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。続いて、68番、69番の被害防除計画ですが、造成計画は、現状のまま利用します。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。隣接耕作者の同意、実行組合同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。なお、隣接農地のうち1筆のみ同意書の添付がありませんでしたが、名義人はすでに死亡しており、相続人の一人へ連絡したところ、相続放棄したとのことであったため、同意書の添付ができなかった旨の理由書が添付されておりました。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、10ページ番号70の河崎について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

山中推進委員

70番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は一般住宅で、本申請地に二世帯住宅を計画したものです。10月5日に大縄農業委員と、現地確認を行いました。造成計画は、約72センチメートルの盛土造成を行います。擁壁等として、隣地境界にL型擁壁70～120センチメートルを設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から農業用排水路へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、自治会同意、水路関係者の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、500メートル以内に駅・市町村役場等の施設がある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号71の古豊千についてですが、この案件は、私が関係しますので、議事に参与できません。議長を会長職務代理者に代わっていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長（中本会長職務代理者）

会長職務代理者の中本が議長を務めさせていただきます。それでは、番号71の古豊千について審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

森中推進委員

71番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、使用貸借権設定で分家住宅を計画したものです。9月30日に田邊農業委員と、現地確認を行いました。造成計画は、高さ10センチメートルから25センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界に高さ20センチメートルのコンクリートブロックを2段設置します。雨水の排水について、敷地内雨水桝から農業用用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、新設公共下水桝から農業集落排水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、箕蚊屋土地改良区の意見書を確認しています。農地区分は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当します。許可根拠は集落接続で、見込みがある旨、県には確認済みです。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（中本会長職務代理者）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。関係者の田邊委員は議事に参与できません。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

議長を田邊会長に代わっていただきと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議長（田邊会長）

続きまして、番号72の淀江町佐陀から11ページ番号75の淀江町西原について一括して審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

長澤推進委員

72番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、共同住宅を計画したものです。10月2日に富田農業委員と、現地確認を行いました。造成計画は、50～60センチメートルの盛土造成を行います。擁壁として、隣地境界に高さ20センチメートルのコンクリートブロックを2段設置し、その上に高さ80センチメートルのフェンスを設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

続いて73番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。本申請地は譲受人の自宅の隣接にあり、転用目的は、駐車場を計画したものです。9月27日に富田農業委員と池口推進委員が現地確認を行いました。造成計画について、現状のまま利用し、転圧・整地のみ行います。雨水の排水について地下浸透で問題ありません。汚水の発生はありません。実行組合の同意を確認しています。土地改良区も該当ありません。農地区分は、300メートル以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

続いて74番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。9月27日に富田農業委員と池口推進委員が、現地確認を行いました。造成計画について、植栽及び石材を撤去し、整地を行います。雨水の排水について、敷地内溜桝から北側用水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、根抵当権者の同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、300メートル以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

続いて75番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、申請地南側にあるクリニックの敷地拡張を計画したものです。当該申請地には、平成12年度より、クリニックの上下水管が埋設されており、このたび本申請地に隣接する74番の申請に伴って、本申請地もクリニックが譲り受けたい旨の話があったものです。9月27日に富田農業委員と池口推進委員が現地確認を行いました。造成計画について、現状のまま利用し、転圧・整地のみ行います。雨水の排水について、地下浸透で問題ありません。汚水は発生しません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、根抵当権者の同意を確認しています。土地改良区は該当ありません。農地区分は、300メートル以内に駅・市町村役場・インターチェンジ等の施設がある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、12ページ、議案第4号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について、15ページ番号10-1から番号10-5を一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案のカッコ書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

15ページ番号10-1及び番号10-2は、新規設定です。

番号10-3は、再設定です。

番号10-4は、新規設定です。

番号10-5は、再設定です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、17ページ所有権移転各筆明細について、番号10-1を審議いたします。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。

番号10-1は、以前中間管理権の設定のあった農地を、所有者の希望により売り渡すものです。以上ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、19ページ、農地中間管理権を取得する場合について、番号10-1から21ページ番号10-16までを一括して審議いたします。なお、番号10-16は、関係者の矢倉委員は、議事に参与できません。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

鳥取県農業農村担い手育成機構が行う中間管理権の取得についてご説明いたします。19ページ番号10-1から21ページ番号10-16まで、番号欄鍵括弧に中間管理権取得理由が記載してあります。今月の設定分の合計で、Aは地権者の意向によるもので12件、Bは相対の契約から中間管理事業への切替1件、Dは期間満了による更新で3件です。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思えます。19ページ番号10-1から21ページ番号10-15について、賛成の方の挙手を求めます。挙手多数ということで、決定とします。

続いて、番号10-16について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、24ページ、議案第5号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、25ページ番号1から27ページ番号13までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

議案のカッコ書きは耕作面積を記載しております。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。25ページ番号1から27ページ番号13は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するものです。選定理由は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

審議事項は以上です。続いて報告事項に移ります。事務局から報告してください。

事務局（河野事務局長補佐）

報告いたします。

30ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

次に、31ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

次に、32ページから33ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、6件を受理しています。

次に、34ページの非農地現況証明について、3件を証明しています。

次に、35ページから36ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、4件を回答しています。

次に、37ページの農地転用現況確認書交付について、2件を交付しています。

次に、38ページの相続税の納税猶予に係る相続人が農業経営を引き続き行っている旨の証明について、1件を証明しています。

次に、39ページの公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、1件報告を受けています。以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

森中推進委員

報告事項の18条6項はどういうものか。

事務局（妹尾係長）

農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてですが、これは農地の賃貸借、使用貸借の合意解約を行った際の届出というのが18条6項の規定による通知、農業委員会に通知しなさいという事で頂戴するものです。

議長（田邊会長）

他にございませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

事務局（日浦局長）

この度、農業委員会報が出来上がりました。編集にあたられました、角委員さんから解説等をしていただこうと思います。

角農業委員

編集委員長の角です。今日お手許に配布しました35号会報ですが、従来8ページで編集しておりましたが、今回は6ページとなりました。これは、コロナの関係で編集委員会も開けなかった事と農家を回って頑張っている皆さんの話を聞くことが出来なかったためです。編集にあたって、馬野主事が頑張ってくれました。今後とも、皆さんからどういう事を載せたらよいか等の意見がありましたら、事務局の方にお知らせください。このメンバーでの最終の会報が来年の春となりますので、良いものにしたいと思います。宜しくお願いします。

事務局（日浦局長）

ありがとうございました。農業者の記事が出ていなかったのですが、市報11月号に特集が組まれます。巖生産組合、柳谷ファームをはじめ、弓浜地区のネギ農家の集団とかが掲載されます。これは、秘書広報課と農林課が編集に携わったものですが、届きましたら参考にしてください。

議長（田邊会長）

他にございませんか。それでは、事務局から事務連絡をしてください。

事務局（河野事務局長補佐）

11月10日（木）13時30分から、市役所本庁舎401会議室におきまして、11月定例総会を開催予定としております。

次に、10月の農地相談会は、中止とさせていただきます。11月以降につきましては、情勢を見ながら、今後判断してまいります。

次に、10月分の活動実績報告書ですが、11月2日（水）までにご提出いただきますと助かります。報告用紙をお配りしておりますが、足りないと思われる方は、出入口付近に用意してありますので、お持ち帰りください。

11月17日（木）午後1時30分より倉吉未来中心にて、令和4年度農業委員会特別研修会が開催されます。参加される方にはJRの旅費をお出ししますので、10月11日までに事務局へご連絡ください。是非ご参加ください。

4月から9月分の活動記録簿をご提出頂いてない方は、なるべく早く提出していただきますようお願いいたします。私からは以上です。

議長（田邊会長）

そういたしますと、これを持ちまして、第7回農業委員会総会を終了します。

閉 会 午後2時16分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員